

奈井江町国民保護計画

(変更概要)

令和3年3月

奈 井 江 町

[目 次]

資料 1	国民保護計画の変更方針
-------------	--------------------

変更の根拠、現状、変更方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

資料 2	変更概要
-------------	-------------

第 1 編 ～ 第 3 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ～ 3

国民保護計画の変更方針

変更の根拠

奈井江町国民保護計画の変更は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第35条第8項により行うものであります。

現 状

- ・奈井江町国民保護計画は、平成19年に決定され平成25年に2回目の変更を行って以来、7年が経過しております。
- ・その結果、平成30年6月に変更された北海道国民保護計画と比較すると、法改正に伴う内容の修正、関係機関名及び組織機構の変更などの相違点が多く見受けられる。
- ・また、令和元年7月には役場の機構改革が行われております。

変更方針

このような状況から本町の国民保護計画を変更するにあたり、北海道国民保護計画を基本とし現行の役場機構に合わせた変更を行う。

以上を変更方針として、今回の計画策定を行っています。

奈井江町国民保護計画の変更概要

第1編 総論

第3章 基本用語の説明

- 町国民保護計画で使用する用語の説明について追加。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

- 関係機関名称等の変更。

第5章 町の地理的、社会的特徴

- 人口分布の統計値を修正。
- 道道路線番号の訂正。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備

- 機構改革に伴う課名及び平素の業務の修正。
- 文言の訂正。
- 情報伝達体制の修正。
- 安否情報システムを用いて追記。
- 研修及び訓練の基本指針の変更。

第2章 救護及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 避難に関する防災基本計画の修正を踏まえた変更。
- 避難施設の指定に関する基本指針の変更。
- 生活関連施設の所管省庁等の修正。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- 町緊急事態連絡室の参集範囲の課名の修正。

第2章 町対策本部等の設置等

- 町対策本部の組織の修正。
- 町対策本部の各班の役割を変更。

第3章 関係機関相互の連携

- 自衛隊の連隊名の変更。

第4章 警報及び避難の指示等

- 関係機関名称の変更。

- 警報の内容・避難住民の誘導について防災基本計画の修正を踏まえた変更。
- 弾道ミサイル攻撃の場合の基本指針の変更。

第5章 救援

- 文言の訂正。
- 救護事務の移管による変更。

第6章 安否情報の収集・提供

- 道に対する報告事項の修正。

第7章 武力攻撃災害への対処

- 退避の指示及び警戒区域の設定について追記。
- NBC攻撃による災害への対処等について道防災基本計画（原子力防災計画編）の修正を踏まえた変更。
- 文言の訂正。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

- 廃棄物の処理について基本指針の変更。